



® 平成 30 年 10 月 23 日 (火)

No. 14798 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第23回 メキシコ …… (1)

☆知的財産研修会(米国法律事務所の有効な
活用と効率的な特許取得のための方策) … (11)

世界の知的財産法

第23回 メキシコ

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

メキシコ合衆国(スペイン語では「Estados Unidos Mexicanos」。英語では「The United Mexican States」。以下「メキシコ」という)は、北米大陸南部に位置する連邦共和国である。3世紀以降はマヤ文明、14世紀以降はアステカ文明が栄えたが、1517年にコルテス率いるスペインがアステカ帝国を滅ぼし、1521年にスペインの植民地となった。スペイン

による支配は約300年間続いたが、1810年に始まった独立戦争の結果、1821年に遂にスペインからの独立を果たした。1846年から1848年にかけて領土争いで米国と戦った結果、テキサス、カリフォルニア等の広大な領土を失い、メキシコの国土は半減した。その後しばらくは独裁体制が続いたが、1910年から数十年間にわたるメキシコ革命により独裁体制は打倒された。1917年には現行のメキシコ憲法が制定さ

SUN・GROUP

企業経営や事業に貢献する
グローバルな知財戦略のプロ集団

サン・グループ 会長 藤本 昇

サン・グループ 代表 藤本 周一

特許業務法人 藤本パートナーズ

所長 弁理士 藤本 昇

機械・意匠・知財紛争
訴訟・鑑定・契約

【URL】
www.sun-group.co.jp

【大阪】
〒542-0081
大阪市中央区南船場 1-15-14
堺筋稲畑ビル2階
(総合受付5階)

【東京】
〒102-0093
東京都千代田区平河町 1-1-8
麹町市原ビル3階

副所長 弁理士 中谷 寛昭(化学)

副所長 弁理士 野村 慎一(意匠・国際)

弁理士 小山 雄一(特許・国際)

弁理士 北田 明(機械・制御)

弁理士 白井里央子(商標・不競法・著作権・国際)

弁理士 田中 成幸(商標・不競法)

弁理士 大川 博之(機械・制御)

弁理士 石井 隆明(意匠)

弁理士 久米 哲史(化学・国際)

弁理士 山本 裕(化学・薬学)

弁理士 三条 英章(化学)

弁理士 北村 七重(意匠・国際)

弁理士 横田 香澄(化学)

弁理士 道慶 一豊(化学)

弁理士 大西 陽子(意匠)

中国弁理士 展 馨(機械・国際)

【大阪】TEL:06-6271-7908 FAX:06-6271-7910 【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997 【E-mail】info@sun-group.co.jp

株式会社ネットス

内外国の知財情報の調査・パテントマップ・知財情報の加工・解析・翻訳

代表取締役社長 藤本 周一

取締役 田村 勝宏

取締役 川原 丈夫

【大阪】TEL:06-6261-2990 FAX:06-6261-2993

【東京】TEL:03-3237-4390 FAX:03-3237-4391

【E-mail】nets@sun-group.co.jp

株式会社パトラ

知財教育・PBS・外国法務

リーダー

高橋 香央里

【大阪】TEL:06-6271-2383 FAX:06-6271-7910

【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997

【E-mail】patra@sun-group.co.jp

れた²。

世界有数の鉱業国であるメキシコでは、豊富な石油と銀が産出される。1994年には米国、カナダ及びメキシコの間で北米自由貿易協定 (NAFTA) が発足した。メキシコにとって米国は最重要の隣国であるが、両国の間には、麻薬密輸、不法移民等の問題が常に横たわっていた。米国でトランプ政権が発足してからは、NAFTAの再協議が行われていたが、2018年9月30日、新たな貿易枠組である「米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)」を締結することで当該3か国が合意に達した。

日本との間では、2004年に「日本・メキシコ経済連携協定」(EPA) が締結され (2005年4月1日発効)、自動車製造業を中心とする日本企業のメキシコ進出が進んでいる。メキシコは、米国を除く11か国による環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) の国内手続きを、最も早く完了した (日本はメキシコに次いで2か国目であった)。

メキシコの事実上の公用語はスペイン語である。メキシコは、スペイン語圏における最も人口の多い国である。

メキシコの法制度³は、いわゆる「大陸法系」(その中でもフランス法系) に属し、成文法を法体系の中心に置いている。メキシコは、約300年間の長きにわたりスペインにより統治されてきたことから、メキシコの法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けている。一般に、メキシコの法制度は、連邦法と州法等から構成される。各州は、連邦と同様に、それぞれ、民法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典等を有しているが、州法は連邦法の内容と類似していることが多い。メキシコ法の法源としては、①憲法、②規制法 (憲法の規定を実施するための法律)、③一般法 (規制法以外の一般の法律)、④判例、⑤学説、⑥慣習、⑦条約、⑧法の一般原則、⑨規則、⑩エクイティ等がある⁴。また、メキシコの裁判所には、連邦裁判所の系列と州裁判所の系列が存在する。

製造業を中心とする多くの日本企業が、メキシコ企業との貿易を行い、またメキシコに対する投資を行ってきたことから、メキシコは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するメキシコは、

今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。このようなメキシコの重要性に鑑みると、メキシコの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、今回は、メキシコの知的財産法の概要を紹介することとしたい⁵。

II 知的財産法全般

メキシコの知的財産法制度の基本をなす「産業財産法」⁶は、1994年、1998年、1999年、2003年、2005年、2006年、2010年、2012年、2018年に改正されている (2018年の改正は、3月13日改正 (4月27日施行) 及び5月18日改正 (8月10日施行) の2度にわたり行われた)。全229条からなる「産業財産法」の主な体系は、表1のとおりである⁷。メキシコの知的財産法制度は、「産業財産法」のほか、「産業財産規則」その他多数の規則等により構成されている。

1995年にWTOの原加盟国となったメキシコは、TRIPS協定に加盟しているほか、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WIPO設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約 (PCT)、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、国際特許分類に関するストラスブール協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、WIPO著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約等である。

知的財産権に関連するメキシコの政府機関のうち最も主要なものであるメキシコ産業財産庁 (IMPI)⁸は、主に特許、意匠及び商標等の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。著作権については、著作権庁が管轄する。

III 特許・実用新案

1 概要

前述したとおり、特許・実用新案については、「産業財産法」に規定されている。「産業財産法」における特許の多くの規定は、実用新案に準用されるため、本稿では、まず特許について概要を説